

○総務省告示第 号

基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行に伴い、平成二十三年総務省告示第 二百八十二号（基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第三条第一項第三号の規定により総務大臣が告示する地域を定める件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明